知っていますか？障がい福祉サービス
あなたの「自立」と「住み慣れた地域での日常生活」を支援します。

障がい福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく制度で、障がいのある人が自分らしく生活し、社会で活躍するための支援を行うもので主に18歳以上の障がいのある人（以下、障がい者）を対象としています。また、18歳未満の障がいのある児童（以下、障がい児）には児童福祉法に基づくサービスがあります。

❶ どんな人が対象になるの？

①身体障害者手帳、②療育手帳、③精神障害者保健福祉手帳、④自立支援医療受給者証（精神通院）⑤指定難病医療受給者証を持っている人が対象です。また、障がい児の場合、①～④のいずれかを持っている人、もしくは、医療機関から発達障がいの診断を受けた人が対象です。

❷ どんなサービスがあるの？

障がい者向けのサービスには、主に生活を支援するための「⑴介護給付」と自立のための「⑵訓練等給付」の２つ（障がい福祉サービス）があります。また、障がい児には「⑶児童福祉法に基づくサービス」（障がい児福祉サービス）があります。今回は、それらのサービスの一部を紹介します。

⑴介護給付

- **居宅介護（ホームヘルプ）**
  自宅での入浴、掃除等家事の支援や通院の付き添い
- **同行援護**
  視覚障がいで移動が困難な人の外出支援等
- **行動援護**
  知的または精神障がいにより、自身で危険を回避することが困難な人の外出支援
- **短期入所**
  障がい者を介護する人が不在の時などに施設で一時的な受入れ
- **生活介護**
  介護が必要な人を日中受け入れて、介護や創作的活動の機会を提供

⑵訓練等給付

- **就労継続支援（A型・B型）**
  一般企業等での就労が難しい人が支援を受けながら必要な知識や能力を向上するための訓練の場の提供
- **共同生活援助（グループホーム）**
  他の障がい者の人と共同生活を行う住居で、日常生活上の援助を受ける

⑶児童福祉法に基づくサービス

- **児童発達支援（未就学児対象）**
  日常生活における指導、集団生活への適応訓練
- **放課後等デイサービス（就学児対象）**
  放課後に生活能力向上の訓練や社会との交流促進活動

❸ サービスの利用料は？

サービスの利用者負担は世帯の所得状況に応じて負担上限月額が設定されます（**表１、２**）。ひと月に利用したサービスについては、負担上限月額以上の負担はありません。

表１　障がい福祉サービス（18歳以上）

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円
一般２	上記以外	37,200円

表２　障がい児福祉サービス（18歳未満）

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
一般２	上記以外	37,200円

なお、所得を判定する際の世帯の範囲は以下のとおりです（**表３**）。

表３

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者	障がいのある人とその配偶者
18歳未満の障がい児	保護者の属する住民基本台帳の世帯

❹ サービスを利用したいときは？

まずは、健康福祉課　福祉介護係にご連絡ください。

☎582-1134

広　告

広　告